

第15日

平成27年12月18日（金）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第82号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました第82号議案ほか2件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第82号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてです。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

平成28年1月1日から行政手続における個人番号の利用が開始されることに伴い、市の番号利用事務において住民の利便性の向上及び行政の効率化を図るため、番号利用法に規定されていない事務における個人番号の利用について規定する独自利用事務、市の同一機関内で行う事務間における特定個人情報のやりとりについて規定する庁内連携及び市の他機関への特定個人情報の提供について規定する情報提供について定めるものです。

独自利用については、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、子供医療の支給に関する事務、重度障害者医療費の支給に関する事務、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務の4事務について規定するものです。

審査に当たりましては、今回の条例制定で規定するのは4事務ですが、今後ふえる可能性があるかとの質疑があり、それに対し執行部からは、国の動向や他市町村の状況を参考にしながら検討し、追加することもあり得るとのことでした。

また、個人番号、いわゆるマイナンバーを取り扱う事務において、その特定個人情報の管理を徹底すること及びマイナンバーに関する情報漏れや詐欺などについて不安の声が多く出ているということについて、正確な情報の周知に努めていくことを確認しました。

本委員会といたしましては、今回の条例制定は住民の利便性の向上、庁内における事務の効率化のためであることや、セキュリティーについても万全を期すことを確認したことから執行部の説明を了としながらも、マイナンバーに関する不安を取り除く情報を市民へ周知徹底することを強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第86号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてです。

本案は、平成28年4月1日から甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する甘木・朝倉市町村会館の設置及び運営管理に関する事務を廃止すること並びに甘木・朝倉広域市町村圏事務組合共有山林基金を廃止することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められているものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第87号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてです。

本案は、先ほど報告しました第86号議案に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められているものであります。

甘木・朝倉市町村会館は平成28年4月1日から朝倉市に帰属させ、共有山林基金については甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約別表に掲げる共有山林の維持管理及び処分に関する事務の負担割合に応じて、各市町村にそれぞれ帰属させるとのことでした。

執行部の説明によりますと、残った山林の年間維持管理費は6万円程度で、高額の基金は必要ないため、基金は各市町村が有効に活用することがよいとされたとのことでした。

基金の朝倉市分は約2億1,100万円とのことですが、一部売却のための積算が現在行われており、未確定分があるため若干の変更があるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅尾静二君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第82号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 第82号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今の説明の中で、セキュリティーに関して万全を期して行うという中身がありました。やっぱり昨今、報道とかでも報道されてるように、セキュリティーに対する問題が出てきております。及びこれに対する個人情報の中身がはっきりしていないことや、病状、病名等が記載されるということもあるので、この情報が漏れた場合の責任所在がはっきりしていないということもあります。

今後このマイナンバーに関しての各いろいろな情報や個人情報に対しての条例の制定も行われる可能性があるということで、この議案に対して反対いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

委員長の報告の中にございましたように、マイナンバー制度は行政の効率化、それから利便性の向上に大きく資するものというふうに考えております。また、マイナンバーは国会で制定されて、来月より運用が始まろうとしております。私はその運用を静かに見守りたいというふうに考えております。

情報セキュリティーについて心配があるということでしたが、委員会の中で万全を期すというのを再度、再々度確認をしております。非常に専門家も万全を期してるということだったので心配がないというふうに委員会の中では判断をしております。

また、マイナンバーの導入のメリットといたしまして、大きなものの1つとして、公正・公平な社会の実現というのがあるというふうに思っております。情報がある程度、取りまとめられることによって公平・公正な社会を実現することも可能だというふうに思っております。

適正な運用を図るためのこの82号議案は、私はマイナンバーの運用に十分資するというふうに考えて、賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第78号議案ほか2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 今福勝義君登壇）

○環境民生常任委員長（今福勝義君） ただいま議題となりました第78号議案のほか2件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第78号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。本案は、介護保険特別会計について、保険事業勘定と介護サービス事業勘定で補正を行うものであるため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

まず、保険事業勘定においては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ64万8,000円を追加し、55億7,008万8,000円としようとするものです。

内容といたしましては、平成29年4月までに現行の介護予防事業等は新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとしていましたが、介護保険制度の改正によって平成27年度から介護保険報酬単価が変わり、訪問介護や通所介護等の平成26年度事業実績と平成27年度事業見込みを比較すると、およそ1,700万円の減少が見込まれます。新しい介

護予防・日常生活支援総合事業の事業費の上限額は前年度の事業実績を算定基礎とすることから、平成28年度3月から現行事業を新しい総合事業に移行し、事業費の確保を図るため、現行の介護予防事業から予算を組みかえるとともに、システムの改修に係る費用の補正を行うものです。

執行部の説明によりますと、事業費の確保により介護予防事業が多く実施できれば介護給付費の抑制につながるのとのことでした。

また、介護サービス事業勘定については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、2,351万3,000円としようとするものです。

執行部の説明によりますと、介護保険制度改正により介護予防サービス計画作成料が1件160円増額されたこと、計画の作成数がふえたこと及び計画作成数の増加により介護予防サービス計画作成を介護予防支援事業者へ委託したことが補正の主な要因であるとのことでした。

執行部に対し、事業開始時期を早くすることで介護事業所等の受け入れ体制が整うかをただしたところ、事業所等の体制整備は可能であることを確認しているとのことでした。

本委員会といたしましては、介護予防に係る事業費の上限額が有利になることは住民サービスの充実につながることであり、介護事業所等の体制整備にも問題がないとのことから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、平成27年度税制改正により地方税法において納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を目的として猶予制度の見直しが行われております。それに伴い、地域の実情に応じた分割納付方法等について条例に定める必要が生じたとのことでした。徴収の猶予は災害、事業の休廃止等を要件として、また換価の猶予は事業継続、生活維持困難等が要件として行われることとなっております。

審査においては、地域の実情に即した、または納税者の負担軽減となる改正点についてただしたところ、国の制度に準じて改正を行い、猶予に係る金額が100万円以下の場合は担保を不徴収等と定めており、改正前よりも使いやすい制度となっているとのことでした。

本委員会といたしましては、本案は法令の改正等による事務執行上必要な措置であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第81号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成28年4月1日から地域包括支援センター業務を社会福祉法人へ委託することとなりますが、地域包括支援センターは同時に指定介護予防支援事業者となります。本案は、平成28年1月から事業者の指定申請を受け付けるために、指定申請及び指定更新申請に係る

手数料を指定申請1件3万円、指定更新申請1件2万円に定めようとするものです。

執行部へ手数料の根拠、指定更新の時期についてただしたところ、手数料については既に定めている指定地域密着型サービス事業者指定申請及び更新申請等の手数料に準じており、更新申請は6年に1回必要となるとのことでした。

本委員会といたしましては、地域包括支援センター業務を委託するに当たり必要な措置であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第78号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第79号議案ほか3件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 稲富一實君登壇）

○建設経済常任委員長（稲富一實君） ただいま議題となりました第79号議案ほか3件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第79号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

人事異動等により職員給与等が増額になったため、収益的支出271万6,000円を増額し、支出合計を1億2,407万3,000円とするものです。また、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費の額を237万6,000円増額し、5,698万5,000円とするものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第83号議案市道路線の廃止についてです。

廃止する路線は、下戸河内・稗田線、延長8,293.4メートル、幅員4メートルから18メートル、河原瀬線、延長149.2メートル、幅員3.4メートルから10.3メートルの2本で、小石原川ダム建設事業の工事開始に伴い、路線の一部及び全部が通行不能となるために廃止するものです。

本委員会では現地調査を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、第84号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は、まず1本目は、蕨原・江川山1号線、延長7,170メートル、幅員4メートルから18メートルで、小石原川ダム建設に伴い、新たにダム下流にかけかえる橋梁と市道廃止する下戸河・内稗田線のうち、江川ダム管理所からダム下流までをあわせて1本の路線として認定するものです。

続いて、長島橋1号線、延長49.5メートル、幅員4メートル、堤橋1号線、延長117メートル、幅員6メートル、大迫橋1号線、延長42.3メートル、幅員5メートルの3路線については、日本道路公団、現在の西日本高速道路株式会社が大大分自動車道を建設した際に建造し、その後、移管された橋梁を市道として維持管理するために認定するものです。

本委員会では現地調査を行い、認定基準に合致していることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第85号議案指定管理の指定について（杷木物産館・杷木農業公園）です。

朝倉市杷木物産館及び杷木農業公園の指定管理期間が本年度末をもって終了いたしますので、来年度から5年間、株式会社ガマダスを指定管理者とするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものです。

まず、施設の前提として、杷木物産館はバサロのことであり、杷木農業公園とは大手山2000年公園にある農業体験施設を含めた公園を指します。

執行部の説明によりますと、両施設は地域住民からも期待されている公共性の強い施設であり、指定管理者の選考に当たっては、指定管理者候補選定委員会に諮り、審査基準、点検評価や事業計画書などの提出資料をもとに審査を行い、施設の設置目的や市の施策を大きく担っている関係から、公募によらず第三セクターである株式会社ガマダスが指定管理者の候補者として適当であると判断されたということでした。

このことについて委員会では、公募を行わず、株式会社ガマダスを単独で指定した理由をただしました。

執行部によりますと、公募が前提であることは理解しているが、市の産業振興と活性化、都市と住民との交流を促進する地域に根差した拠点の施設であることが第一であるという施設の公共性の強さに鑑み、実績なども考慮し、公共性を持ち備えた株式会社ガマダスが望ましいということ指定したとのことでした。

また、指定管理者を公募にするかどうかの問題と審査の中身の問題は分けて考えるべきで、外部注入は必要であり、競争の理論から考えると外部から入ってくるさまざまな提案や意見などが杷木物産館及び杷木農業公園の活性化につながるのではないかという意見も出されました。

さらに、杷木物産館及び杷木農業公園の問題点を明確にし、今後の運営方法について別々に指定管理者を置くなどの協議がなされているかを問いました。

このことについて、杷木農業公園については当時旧杷木町で用地買収をし、都市圏の人が農業体験する場として杷木物産館と一体的に補助事業で整備しており、利益を生む施設でないため、人件費がマイナスの要因となっているが、杷木物産館と一体となった活用案で利用者をふやす対策を講じながら、今後とも大きな課題として検討していく必要があるとのことでした。

本委員会といたしましては、指定管理者の指定については透明性などの観点から今後は公募を検討されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 稲富一實君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、第79号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案指定管理者の指定について(杷木物産館・杷木農業公園)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた27請願第3号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 稲富一實君登壇)

○建設経済常任委員長(稲富一實君) ただいま議題となりました27請願第3号につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査に当たっては、執行部からTPPに関する今日までの経過などを含めて説明を受けました。

TPPは平成25年3月15日に交渉参加を表明し、平成27年10月5日にアメリカのアトランタで大筋合意に至ったところです。

また、本議会では平成23年3月、平成25年3月及び26年3月議会におきまして、国に対しTPPに係る意見書を提出してきた経緯があります。

本委員会といたしましては、農業関係者や団体の方々が大筋合意に関してまだまだ先行きに不安を感じられているとのことを踏まえ、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、平成27年請願第3号の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長(浅尾静二君) 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 稲富一實君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、27請願第3号TPP環太平洋連携協定に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田議員。

○1番(和田庄治君) 27請願第3号TPP環太平洋連携協定に関する請願書に関して賛成の立場で討論いたします。

このTPP環太平洋連携協定に関しては、さきの選挙の中でも公約の中で、このTPPに関しての協定はしないという公約の中で行ってきたと思っております。その中で公約違

反になったという今、状況になってるということです。

それと、この朝倉市でも農業に関する事業が多いという中で、今後の農業への不安も大きくなってきているということも1つにあります。

T P Pに関しては農業だけではなく、いろんな産業にも及ぼす影響が大きいことにより、国民の生活に不安を抱かせるようなことになる重大な問題であるということがありますので、この請願書に対しては賛成したいと思います。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、27請願第3号は採択することに決しました。

次に、第76号議案の審議を行います。

それでは、第76号議案専決処分について（平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第76議案は原案のとおり承認されました。

次に、第77号議案の審議を行います。

それでは、第77号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

---

午前10時43分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、建設経済常任委員会より意見書案1件が提出されました。これを上程し、提案理由の説明を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 稲富一實君登壇）

○建設経済常任委員長（稲富一實君） それでは、意見書案第3号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましてはお手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました27請願第3号T P P環太平洋連携協定に関する請願書の趣旨に沿いまして提出した次第です。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第3号T P P環太平洋連携協定に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第3号T P P環太平洋連携協定に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成27年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時49分閉会